

# ふたつ 広報

2月 '82 No.239





# 昭和55年度決算 総額142億4,813万円 を支出

昨年十二月の定例市議会で、昭和五十五年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。総決算額は、歳入が百四十六億七千六十万円、歳出が百四十二億四千八百十三万円となりました。

決算とは、市民のみなさんに納めていただいた税金などがいくらで、その税金などをどのように使ったかをお知らせするものです。

決算内容についてくわしいことは、昭和五十五年度福生市決算書(市役所、公民館および公民館各分館、市民会館、中央図書館および図書館各分館、教育委員会等)にあります。載っていますのでここでは決算書の中から、一般会計の大きな動きをお知らせします。

## 2億1,492万円

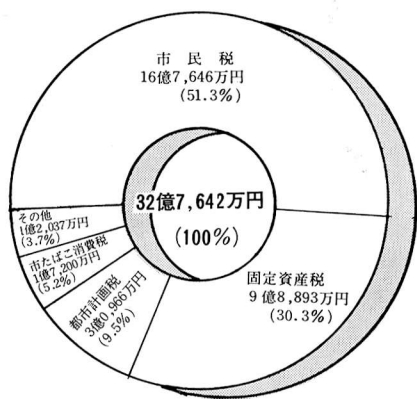
### を繰り越す

昭和五十五年度に一般会計に入ってきたお金(歳入)は、百五億千一百一十円で、使ったお金(歳出)は、百二億九千六百万円でした。歳入歳出とも前年度より約一〇パーセントの伸びとなりました。その結果繰越額は、二億千四百九十二万円です。

## 歳入

歳入で最も多かったのは市税で、三十二億六千七百四十二万円。歳入総額の三一・一パーセントを占めています。これは前年度比一二・九パーセント増、金額にして三億七千四百三十五万円増えました。つづいて国庫支出金の十九億七千九百十四万円、地方交付税の十三億六千三十三万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金等の十一億千七百三十七万円などです。(表Ⅱ参照) 歳入総決算額は百五億千一百一十

で前年度比一〇・六パーセント増、金額にして十億九百八十二万円増えました。また、執行状況は収入率九三・六パーセントで、前年度より約二パーセントの伸びをえています。



※訂正…市税総額32億6,742万円

## 歳出

歳出で最も多かったのは、土木費の二十五億五千三百四十五万円、歳出総額二四・八パーセントを占めています。これは前年度比三〇・二パーセント増、金額にして五億九千二百八十二万円増えました。土木費の支出の主なものは、西住宅地区周辺排水路費の六億六千六百六十四万円、市営住宅建設費の四億三千五百四十四万円などです。

土木費に次いで歳出の大きかったのは、教育費で二十二億九千九百九十九万円、歳出総額の二二・三パーセントを占めています。これは前年度比八・四パーセント減、金額にして二億九百九十四万円の減でした。教育費の中で主なもの、小学校費の学校整備費三億九千七百五十七万円(第一小学校講堂防音増改築工事Ⅱ四千六百五十八万円、第四小学校防音機能復旧工事Ⅱ五千六百五十五万円、第五小学校防音機能復旧工事Ⅱ五千二百四十四万円等)、中学校費の学校整備費四億七千九百九十九万円(第一中学校増築第三期工事Ⅱ一億五千五十八万円、第二中学校増築第六期工事Ⅱ三千六十万円、第二中学校講堂防音改築工事Ⅱ一億三千八百万円等)などです。

つづいて民生費は、十九億五千三百三十万円で、歳出総額の一九パーセン

表Ⅰ

市民税	34,507円
固定資産税	20,356円
都市計画税	6,374円
市たばこ消費税	3,540円
その他	2,477円
電灯税	2,140円
軽自動車税	232円
ガス税	43円
<b>合計</b>	<b>67,254円</b>

トを占めています。これは、前年度比八パーセント増、金額にして一億四千四百二十一万円の増でした。民生費の中で主なものは、学童保育委託料の二千五百七十四万円、身体障害者福祉手当の二千五百四十九万円、老人保護措置費委託料の四千六百万円、児童手当の五千三十六万円、保育所児童措置委託料の四億三千三百四十一万円、生活扶助費の九千七百六十六万円、医療扶助費の二億三千六百四十七万円などです。

民生費につづいて、総務費の十一億二千五百五十万円、諸支出金の六億四千六百五十八万円、衛生費の六億九百二十万円の増となっています。(表II参照) 歳出総決算額は、百二億九千九百九十九万円で、前年度比一〇・四パーセント増、金額にして九億六千九百五十一万円の増となりました。また、執行状況は、支出率九一・七パーセントで、収入率同様前年度より約二パーセントの伸びを示しました。

市民一人当りの  
決算額

一般会計の決算額を市民一人当りで見ますと、歳入が二十一万六千五百五十二円、歳出が二十一万二千二百二十四円となりました。

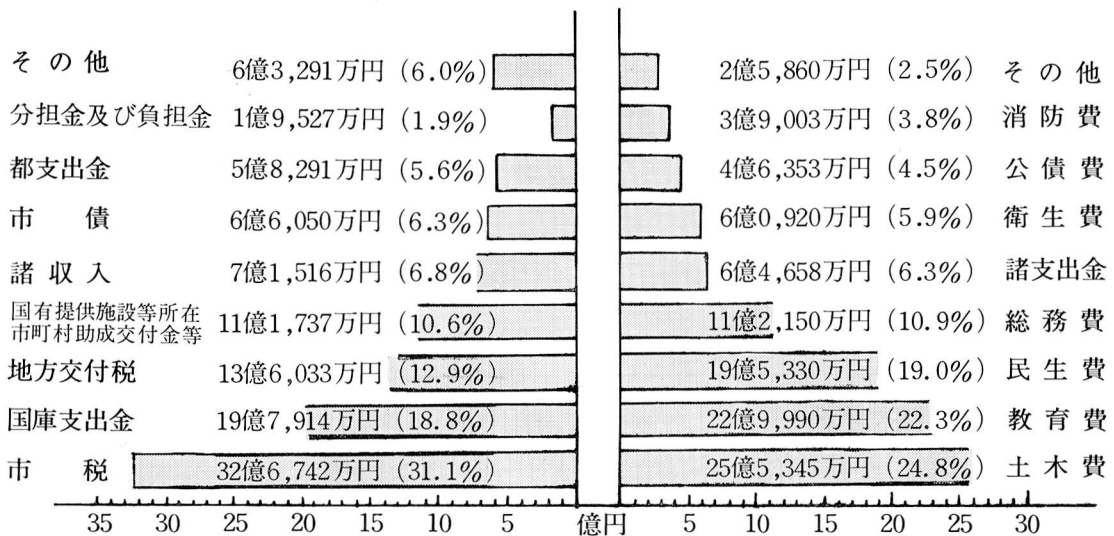
また、市民一人当りの市税の納税負担額は、六万七千二百五十四円となりました。(表I参照)

昭和55年度一般会計歳入歳出決算額

表II

歳入 105億1,101万円

歳出 102億9,609万円



会計別	歳入		歳出		残額 (翌年度繰越額)
	決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	10億9,521万円	97.9%	10億1,522万円	90.8%	7,999万円
福生都市計画事業福生 土地区画整理事業会計	9,225万円	99.9%	8,637万円	93.5%	588万円
下水道事業会計	24億5,599万円	100.2%	23億3,431万円	95.2%	1億2,168万円
受託水道事業会計	5億1,614万円	97.0%	5億1,614万円	97.0%	0
合計	41億5,959万円	99.2%	39億5,204万円	94.2%	2億0,755万円

特別会計の四会計(国民健康保険特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・受託水道事業会計)は、それぞれ順調に運営されました。内訳は次の表のとおりです。

特別会計



(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
55年度	(56.4.1.現在)人 48,583	千円 9,213,427	千円 1,988,910	% 21.6

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与等の状況【普通会計予算】(56年4月1日現在)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
56年度	人 368	千円 888,063	千円 214,223	千円 418,950	千円 1,521,236	千円 4,134

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分として3%を含みます。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(56年4月1日現在)

区分	一般行政職		全職員	
	平均給料月額	平均年齢(歳)	平均給料月額	平均年齢(歳)
福生市	190,700 <sup>円</sup>	33.2	192,600 <sup>円</sup>	35.8
東京都	214,300	38.9	—	—
国	196,235	40.1	—	—
26市平均	194,300	34.6	198,400	36.10

(4) 職員の初任給の状況

(56年4月1日現在)

区分	福生市	東京都	国
	初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒 円 114,100	円 102,300	円 (甲)101,600 (乙)97,000
	高校卒 円 96,700	円 85,900	円 82,000

現在、行政改革につきましましては、国、地方を通じて緊急課題とされ、これにより地方公務員の給与のあり方については、国民の関心が高まっている

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (56年4月1日現在)

区分	経験年数10~14年	経験年数15~19年	経験年数20~24年
一般行政職	大学卒 円 205,500	円 256,900	円 282,500
	高校卒 円 178,500	円 221,800	円 255,000

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況 (56年4月1日現在)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級
標準的な職務内容	部長 課長	係 長	主事 技師	主事補 技師補
職員数	39人	63人	201人	17人
構成比	12.1%	19.7%	62.8%	5.4%

(注) 1. 福生市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員です。  
2. 標準的な職務内容とはそれぞれの等級に該当する代表的な職名です。

福生市職員等の給与状況

とて、福生市におきましても、職員給与等の実態を次のとおり公表いたします。




(7) 職員手当の状況

区分		福生市	東京都	国
期末勤勉手当	昭和56年	期末 勤勉	期末 勤勉	期末 勤勉
	3月期	0.5月分+2,000円	— 0.5月分	0.5月分 —
	6月期	1.725月分 0.5月分	1.9月分 —	1.4月分 0.5月分
	12月期	2.35月分 0.6月分	2.5月分 —	1.9月分 0.6月分
退職手当支給率	昭和56年	支給率	自己都合 勸奨	自己都合 勸奨
	最高限度額	70月分 84.6月分	60月分 90月分	60月分 69.3月分
	勤続20年	35月分 46月分	24.25月分 49月分	21月分 31.5月分
	勤続30年	54月分 74.6月分	41.5月分 85月分	41.25月分 59.4月分
	勤続35年	63月分 84.6月分	49.75月分 90月分	48.125月分 69.3月分

(8) 特別職の報酬等の状況 (56年6月1日現在)

区分		給料月額等		区分		56年支給割合		区分		56年支給割合	
給料	市長	570,000 <sup>円</sup>	報酬	議長	300,000 <sup>円</sup>	期末手当	市長	3月期 0.5月分	議長	6月期 1.725月分	12月期 2.35月分
	助役	495,000	副議長	265,000	助役		6月期 2.225月分	副議長			
	収入役	480,000	議員	250,000	収入役		12月期 2.95月分	議員			

▷問合せ先 庶務職員課人事係 (☎51-1511内線244)



02.

## 言葉遣いの いろいろ

「苦勞さん」「苦勞さま」お疲れさまでした」「大変だったでしょう」「などは、人の骨折リや苦勞をねぎらうときのあいさつ言葉です。

ねぎらいの言葉は、相手への思いやりやいたわりの気持ちから出るものです。例えば、学校で何か行事があつたために子供が遅くなつてきたり、びれて帰つてきたときなど、「大変だったわね、疲れたでしょう」というお母さんの一言が、どれほど子供の胸に快く響くことでしょう。また、

**ねぎらい**

### 態度や口調に心をこめて

相手が目上の人である場合には、「苦勞さまでした」と言うよりも、「お疲れさまでした（お疲れくださいました）」と言う方がよいとされています。しかし、要は態度や口調に心がこもっているかどうかで、あまり窮屈に考える必要はないでしょう。

配達や集金などの用事で訪れる人々に対しても「苦勞さま」と声を掛けることが温かい人間関係を作るきっかけになります。

また、皆と一緒に何か一仕事を済ませて別れるときなどにも「お互い大変デシタネエ」というような意味で「苦勞さまでした」とあいさつを交わすことがありますね。日常生活の中で、こうしたねぎらいの言葉を惜しまないようにしたいものです。

相手が目上の人である場合には、「苦勞さまでした」と言うよりも、「お疲れさまでした（お疲れくださいました）」と言う方がよいとされています。しかし、要は態度や口調に心がこもっているかどうかで、あまり窮屈に考える必要はないでしょう。

# 保育料が

## 四月から改定されます

■6年ぶり平均35パーセントの引き上げ、所得に応じ20階層に細分

保育園の保育料が六年ぶりに改定されることになりました。保育料は、昭和五十一年四月に改定して以来、六年が過ぎましたが、保育園にかかる経費は毎年増加しています。この間、国の保育料徴収基準も毎年改定され引き上げられていますが、市では保育料を据え置き保護者負担の軽減を図りました。このため福生市の現在の保育料は二十六市中下位にあり、近隣市町と比較しても安くなっています。しかし、市の保育料の肩代り分は別表Ⅰのように年ごとに増えていき、昭和五十六年度では、国の保育料徴収基準に比較し市の基準は約三八パーセントで、年間約一億二千三百万円にもなっています。

そこで市では、昨年の十月保育料調査専門委員会に保育料の改定について、意見を求めましたが、四回にわたる審議の結果、現行の保育料の平均約三五パーセント引き上げ案が市長に答申されました。市では、他市の状況や市の財政力から判断して、引き上げも止むを得ぬものと考え、答申どおり昭和五十七年四月から保育料を別表のとおり改定します。

今回の改定では、所得の低い層は値上げ幅を低く配慮し、所得の高い層にはそれ相応の負担をしてもらうこととし、これまでの十六階層を二十階層に細分化しました。この結果国で示す徴収基準に対しては約五〇パーセントの保育料になります。保護者の皆さんには、負担をおかけしますが市の事情もご理解いただき協力をお願いします。なお、昭和五十八年度以降については、国の定める徴収基準のおおむね五〇パーセントを基準に、社会情勢、財政事情を考慮のうえスライドして改定する予定です。

別表Ⅰ 保育料の年次別保護者負担及び市、肩代り分の割合

年度	国基準保育料 千円	保護者負担 保育料 千円	比率 %	市肩代り 分 千円	比率 %
51年度	79,644	39,432	49.5	40,212	50.5
52年度	115,341	53,509	46.4	61,832	53.6
53年度	125,889	54,577	43.3	71,312	56.7
54年度	154,904	63,372	40.9	91,532	59.1
55年度	184,955	72,306	39.1	112,649	60.1
56年度	199,732	76,427	38.3	123,305	61.7

園児1人当りの年間保育園運営費61万円  
(昭和56年度予算)  
その内で保護者が負担する保育料8万円

別表Ⅱ 福生市保育所保育料徴収金基準額表

各月初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分		市の徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義及び条件	3歳未満児	3歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
B階層	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C階層	第1階層 前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(非課税世帯)	1,700 (1,850)	1,300 (850)
	第2階層 前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,100 (1,050)	1,800 (1,900)
	第3階層 前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	2,400 (1,200)	2,200 (1,100)
D階層	第1階層 前年分の所得税課税額が3,000円未満の世帯	3,500 (1,750)	3,000 (1,500)
	第2階層 前年分の所得税課税額が3,000円から15,000円未満の世帯	4,400 (2,200)	4,100 (2,050)
	第3階層 前年分の所得税課税額が15,000円から30,000円未満の世帯	5,400 (2,700)	5,200 (2,600)
	第4階層 前年分の所得税課税額が30,000円から45,000円未満の世帯	6,400	6,300
	第5階層 前年分の所得税課税額が45,000円から60,000円未満の世帯	7,300	7,200
	第6階層 前年分の所得税課税額が60,000円から90,000円未満の世帯	9,800	8,200
	第7階層 前年分の所得税課税額が90,000円から120,000円未満の世帯	12,300	9,100
	第8階層 前年分の所得税課税額が120,000円から150,000円未満の世帯	14,700	9,900
	第9階層 前年分の所得税課税額が150,000円から180,000円未満の世帯	15,900	10,500
	第10階層 前年分の所得税課税額が180,000円から210,000円未満の世帯	17,100	11,100
	第11階層 前年分の所得税課税額が210,000円から240,000円未満の世帯	18,300	11,500
	第12階層 前年分の所得税課税額が240,000円から270,000円未満の世帯	19,500	12,000
	第13階層 前年分の所得税課税額が270,000円から300,000円未満の世帯	20,800	12,300
	第14階層 前年分の所得税課税額が300,000円から350,000円未満の世帯	22,800	12,800
	第15階層 前年分の所得税課税額が350,000円から400,000円未満の世帯	23,400	13,100
	第16階層 前年分の所得税課税額が400,000円から450,000円未満の世帯	24,100	13,500
	第17階層 前年分の所得税課税額が450,000円から500,000円未満の世帯	24,800	13,900
	第18階層 前年分の所得税課税額が500,000円以上の世帯	25,400	14,300

備考

- 市の徴収金基準額欄の( )内の金額は、同一世帯で二人以上措置した場合、二人目以降の徴収額です。
- 一措置児が年度内に満三歳に達した場合においても、この表に掲げる徴収金基準額表の規定にかかわらず、その年度内は三歳未満児の徴収金基準額の規定を適用する。
- C階層またはD階層に該当する世帯で、固定資産をお持ちの方は、附加徴収基準額に基づき階層を認定し、保育料徴収金基準額を算定する。

# 公共下水道供用開始

## 3年経過区域内の

### し尿浄化槽等清掃料金

#### 軽減措置(補助)の打ち切り

4月1日から実施

現在、市では市に登録してあるし尿浄化槽および汲取ため水洗便所の清掃、汲取に要する経費の一部を年1回負担しています。このことは、汚水を衛生的に処理していただくためにお願ひしています。

一方市では、市の健全な発達と公衆衛生の向上、特に公共用水域、地下水の汚染防止を目的に、公共下水道の整備を推進してきましたが、昭和53年6月1日から一部地域において使用が開始され、その後も、使用区域が拡大され「健全で幸せな市民生活を守るため」の町づくりが積極的に行われています。みなさんもご承知のように公共下水道の使用が開始された区域では3年以内に法律で公共下水道へ切替えなければならぬことになっていきますが、切替えが行われていないトイレが相当あります。

公共下水道の使用が開始されてもトイレの切替を行わず今までどおり汲取

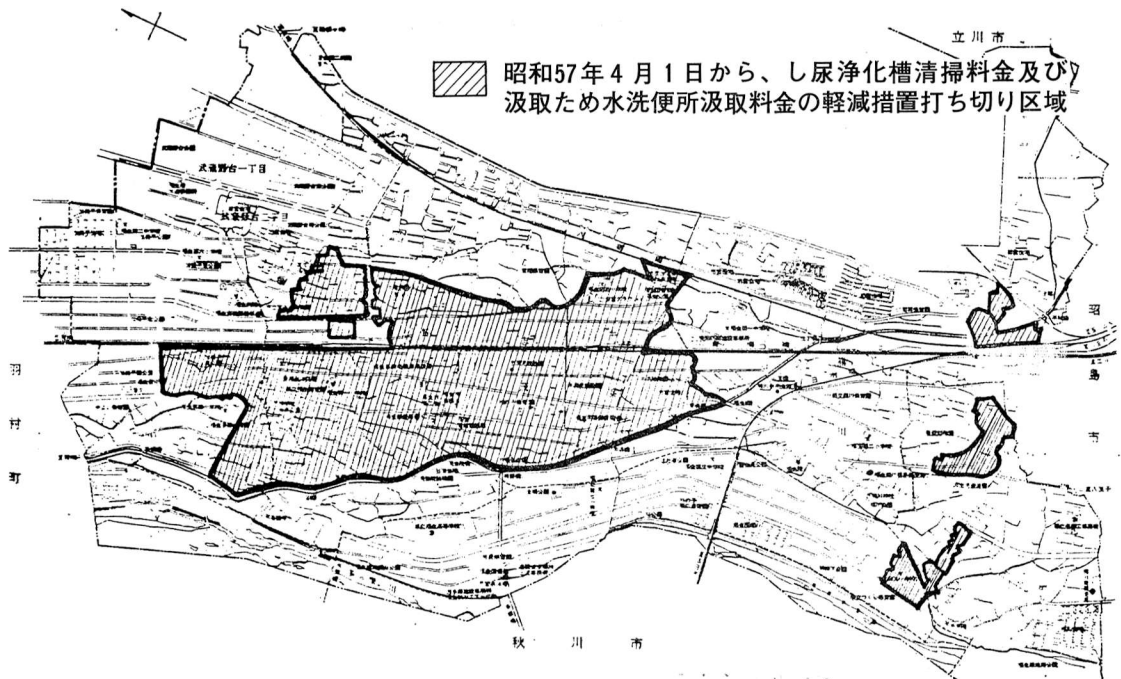
りをするということは、公共下水道事業と汲取事業の二重投資というムダな支出となってしまいます。

特に簡易し尿浄化槽や汲取ため水洗トイレについては、切替工事も容易に出来ること、また、地下浸透による地下水の汚染という見地から考えると多くの問題を持っていきますので、積極的に切替えていただくことが好ましいことでもあります。そこで、市では種々検討した結果、公共下水道の処理区域内にあるし尿浄化槽および汲取ため水洗トイレの清掃に要する経費の一部軽減(補助)措置の制度を打ち切ります。したがって、地域の環境衛生向上のためにもできるだけ早期に公共下水道へ切替えるようお願いいたします。

なお、今回、4月1日から軽減(補助)の打ち切り対象となる地域は次のとおりです。

- 昭和53年6月1日 供用開始区域
- 昭和54年2月1日 供用開始区域

## 水洗化で快適な生活を





# 3月の休日診療所

今月の休日診療所の開設場所（開設医療機関）は、次のとおりです。

## 内科・小児科（昼間）診療所

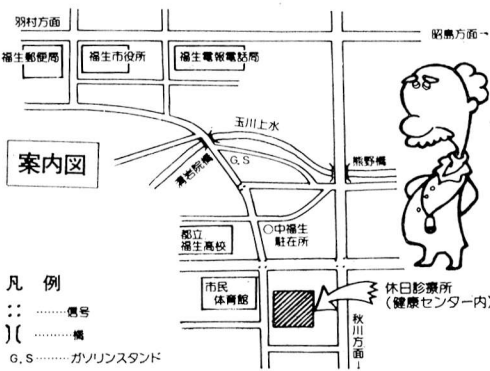
- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 福生市健康センター
- ▽診療時間 午前9時～午後5時

## 内科・小児科（準夜間）診療所

- ▽開設日・開設場所
  - 3月7日（日） 箱崎医院
    - 所在 福生市 ☎51-0968
  - 3月14日（日） 松原内科医院
    - 所在 羽村町 ☎54-2427
  - 3月21日（日） 大嶽医院
    - 所在 瑞穂町 ☎57-0162
  - 3月22日（月） 河野医院
    - 所在 羽村町 ☎54-7720
  - 3月28日（日） 塩沢医院
    - 所在 羽村町 ☎54-7370
- ▽診療時間 午後5時～10時

## 歯科休日診療所

- ▽開設日・開設場所
  - 3月7日（日） 印東歯科
    - 所在 五日市町 ☎96-0195



※医療機関が変更する場合がありますので、受診の際は、あらかじめ各医療機関へ直接ご確認ください。

## 小売物価調査一覧表

57年1月

品名	銘柄	単位	最高価格(円)	最低価格(円)	平均価格(円)	前対比(%)	
主食	米	自主流通米 内地米1の最高	10kg	5,300	4,900	5,159	0.7
	食パン		1袋	160	115	135	0.7
魚類	まぐろ	さしみ用(並)	100g	520	150	361	-10.5
	さば	加熱用	100g	80	60	73	12.3
肉類	豚肉	肩肉の中肉	100g	170	115	147	-1.4
	鶏肉	手羽またはもも肉	100g	120	95	111	-1.8
野菜	じゃがいも	北海道産の男しやく	1kg	340	166	259	2.0
	玉ねぎ		1kg	330	200	275	3.0
	人参		100g	50	10	20	17.6
	きゅうり		100g	54	20	42	-31.0
	キャベツ		1kg	200	70	139	20.9
菜	レタス		100g	66	20	38	-10.5
	合成洗剤		1箱 (2.65kg)	950	750	880	-0.1
雑貨	粉石けん		3kg	850	750	823	-0.7

調査価格は、原則として小売店舗で実際に販売している正常（平常）価格で、大安売り、棚ざらい等一時的な廉売価格は除外しています。

## 消費者台所ニュース

### （生しいたけ）

生しいたけの原産地は、日本や中国を含む太平洋岸だといわれています。技術改良により、昭和20年代以降、その栽培は急速に広まりました。

東京のしいたけ栽培は、秋冬期のビニールハウスが主流です。コナラやクヌギの原木に種菌を植え付けた後、菌糸を充分まわらせるため、しばらく寝かせます。半年ほど経つと、そろそろ、きのこが出て来ます。これを1～2日水に浸してから最適温度に保つと、1週間ぐらいで収穫できるまでに育ちます。

中央卸売市場入荷量は、群馬産が4割近くを占め、以下茨城、栃木、埼玉と続きます。

資料=物価とくらし

# 教育相談

## 学校へいきたがらない勉強しない

### この子をどうしたらよいのか

#### 一人でクヨクヨ

#### 思っているより

#### まず相談

全国的な問題となっている校内・家庭内暴力や、また「学校へいきたがらない子」「ちえおくれが目立っている子」など年々増えております。このような子供は学校と家庭・地域の人たちと連携した協力があれば必ず良い結果が生まれます。

教育相談室では心配な子供をお持ちの家庭の相談指導をしております。



▲より良い解決をめざして……

相談室では「父兄の相談にのる担当者」と「子供の相手をする担当者」の二人一組となりかたくなにだまっている子供達の心を開かせ、心の奥にある悩みをきき今までの生活より一歩でも前向きに進んでいかれるよう話しあいます。また父兄に対しても今までの家庭での生活、しつけについて話していただき、その中から改善できる事はないか、困っている事はなにかなど相談します。相談の回をかさねるうちに目にみえて良くなる場合もあります。

こんな事をききにいったらと思うような事でも、一人でクヨクヨ思っているよりまず相談してください。



▲相談は閉ざされた心を開くことから……

## 心配な子の

### 相談いろいろ

- ▽勉強のことで心配な子
  - ▽性格にかたよりがあったり、くせをもっている子
  - ▽身体上のことで学習や生活にさしかえのある子
  - ▽就学や進路のことで困っている子
  - ▽知能検査・性格検査をして欲しい子
- 相談は一切秘密を守りますお気軽においでください。申し込みは市教育委員会学務課指導係(☎52-5513)予約制ですので申し込みのときに期日を連絡します。

## 図書館だより〈図書館・郷土資料室休館のお知らせ〉

3月2日(火)から16日(火)までの2週間は、特別整理期間として、蔵書の点検・整理、資料展示替え、整理を行います。この間は、中央図書館、わかぎり・わかたけ分館、郷土資料室とも休館となります。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひ申し上げます。なお、わかぎり・わかたけ分館を集会等に、使用する時は、平常通りご利用になれます。

### ■特別貸出について

2月17日(水)から3月1日(月)までの間は、図書館の貸出冊数の制限をいたしません。貸出期間も4週間借りることができます。どうぞご利用ください。

### ■自主サークル「子どもの本を讀もう会」ができました

子どもの本、とくに絵本を中心に作品を選び、みんなで読んでいこうというサークルです。子どもの本の興味のある方、ぜひおいでください。

日時 2月27日(土)午後2時～4時

場所 中央図書館2階会議室

作品 上野紀子作『ねずみくんのチョコッキ』『メルヘンの国』

(予定)

申込み 参加希望者は当日、直接会場へおでかけください。

問合せ 高橋登美子 ☎51-5156 (午後1時～5時の間のみ)

# 道路占用料の徴収について

4月1日から実施

道路を占用する場合、道路法の規定にもつき道路管理者の許可が必要であり土木課がこの許認可事務を行っています。

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいいます。

この占用について、昭和五十七年四月一日から市条例の定めにより、占用料を徴収します。占用料を徴収する物件および単価等は別表のとおりとなります。

別表1

法第三十二条第一項 第一号に掲げる物件	法第三十二条第一項 第二号に掲げる物件	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「令」という。)第七十七条第一号に掲げる物件	物 件		占 用 料	
			電 柱	有線放送架空線	単 位	単 価
外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上のもの	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	七七〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	三〇〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	五六円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	一一〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	二八〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	一、三六〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	六八〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	八九〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	三三〇円
長さ二メートル	長さ二メートル	長さ二メートル	電 柱	有線放送架空線	一本につき一年	二、三〇〇円

備 考  
 1. 占有面積若しくは占有物の長さ1m若しくは1m未満の端数があるときは、又はこれらの面積若しくは長さ1m若しくは1m未満の端数があるときは、1m又は1mとして計算する。  
 2. 占有物件に係る占有の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。  
 なお、占有の期間が30日に満たないものについては、1月として計算する。

## 国民年金だより

### 通算年金制度を

#### ご存知ですか

現在、わが国の公的年金制度は、国民年金・厚生年金など八つの制度に分かれています。各制度とも老齢年金を受けけるには二十年ないし二十五年という長い加入(納付)期間が必要です。そのため転職等により各制度間を移りかわった人のなかには、一つの制度だけでは将来老齢年金が受けられない場合もでてきます。

そこでそれぞれの制度を合わせて一定の期間があれば、各制度から加入(納付)期間に応じた年金が受けられます。これが「通算年金制度」です。通算の対象となる期間は各制度とも加入期間が一年以上必要で、厚生年金等の脱退手当金を受けた期間は対象となりません。

こうして通算した期間が二十年または二十五年以上になると、国民年金や他の制度から六十歳または六十五歳から「通算老齢年金」が受けられることとなります。

#### 現況届は忘れずに提出を

老齢年金および通算老齢年金を受けている方は、毎年一回「国民年金受給者現況届」を提出することになってい

ます。この現況届は引き続いて年金を受けけるためにはぜひ必要な届です。提出期限は、年金を受けている方の誕生日の末日までとなっております。その約一か月前に直接該当者あてに届出用紙(ハガキ)をお送りしますので忘れずに提出してください。

#### 届け先

社会保険庁年金保険部業務第二課  
 年金についての相談・問い合わせは  
 保険年金課年金係(☎51-1511  
 内線314・315)へ。

#### ちょっとお耳を

##### 電話の移転は

##### お早目に!

例年、三月～五月は引越しなどの多い時期で、電話局の窓口も移転などの注文中で大変混み合います。せっかくご注文いただいたいても、ご希望の日に工事ができないことがありますので、移転の日どりが決まり次第、お早目にお申し込みください。

電話の工事は予約制となっております。なお、土曜日の電話窓口(午前九時～正午)は特に混み合いますので、なるべく平日(午前九時～午後四時)の早い時間帯に手続きされるようお願いいたします。

▼お問い合わせ・ご予約は、  
 福生電報電話局営業課へ。

(☎51-2991)



ミニミニニュース

1月15日

成人式・20歳のつどい

新成人約400名参加

福生市で今年成人となられた方は、六百四十一名です。今年も成人式・二十歳のつどいが盛大に行われました。

「おめでとう二十歳(はたち)」

民法三条は「満二十歳ヲ以テ成年トス」と定めており、法律上、独立の社会人としての地位が与えられます。

二十歳になったみなさん、今年は、一人前の大人として、また一人の社会人として、新しい「門出」の年です。「ガンバレ」福生の新成人たち

全国小中学生

ポスター・作文コンクール

藤野君、泰君入賞

世界はひとつをテーマに若い世代の心の平和の精神をつちかうと「世界連邦推進全国小中学生ポスター・作文コンクール」が行われ、全国から寄せられた応募作品五千六百六十二点の中から作文の部で福生二中の藤野伸一君が優秀作文に、泰 勇君が佳作にそれぞれ選ばれました。



藤野君

泰君

二十歳に贈る

世相の移り変わりは急で、十年ひと昔という言葉をなます。今では、五年ひと昔と言っても、い過ぎてはないてしょう。



ですから、ボクの二十歳というのははるかに遠く、これから二十歳の成人式を迎える人たちは社会情勢が大きく異なっている、一様には感じられません。しかし、世の中がどんなに大きく変わったとしても、二十歳が大人

生の節目としての自覚を持つチャンスであることに変わりはないでしょう。新しい体験を新鮮な驚きで生きて自己の確立につなげるか、それともイージーな道に向かうか、二十歳という年齢はその別れ道にもなります。

ハングリー精神を持って

俳優 仲代達矢

を通じて、さらに俳優養成のため道場「無名塾」で、日夜苦学。ちとの触れ合いを通して感ずることは、ハングリー精神の欠如としてもういふことがしょうか。ボクの考える「ハングリー精神を持って」というのは、とりたてて「貧乏であれ」ということとは違

ます。豊かな物質文明に囲まれている今の若者が、この矛盾をはらんだ現代社会の海を呼吸し、強く生き抜いていくためには、ハングリー精神が大切なのです。

貧富・老若を超えて、人間の生は一寸先は闇(やみ)で、なべて未知との巡り合いです。その末

来に、二十歳のみなさんは、若さの特権である純粋な心で立ち向かってほしいと思います。

思えばボクの二十歳は、俳優養成所にあつて役者の道なんたるかを自らに課して歩み始めたころで、今もなお、その道を進め求めているのです。

(談)

夕焼けこ焼け

ワンポイント

『手話』コーナー



「手話」

今月のワンポイント手話は、「手話で歌おうパートII」です。

人間のコミュニケーションは耳で聞く言葉だけでなく、目で見える言葉つまり、ジェスチャーや表情、ボディランゲージをも必要ではないのでしょうか。手から心へ気持ちを伝えるみんなの言葉「手話」で歌いましょう。

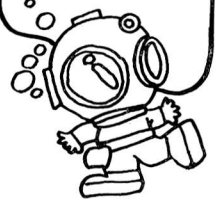
— from HAND to HEART —

 お手をつないで 皆揃ろう 山のお寺の鐘が鳴る 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け
 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け
 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け
 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け	 山 お寺 夕焼けこ焼け

※この「揃る」という時は、右人差し指を出して、その下に左手の五本の指を立てて、前方の方へ出していきます。つまり、カラスさんと子供達です。

〔丸山浩路著「百万人の手話」(発行K.Kダイナミックセラーズ) 参考〕

# 参加して みませんか



## 初心者 ゴルフ教室

期間 2月27日(土) から毎週土曜日  
全9回

対象 初心者(未経験者歓迎)

時間 午後2時~4時(昼間の部)  
午後6時~8時(夜間の部)

定員 30人(昼・夜間の部あわせて)

会場 富士見台ゴルフ練習場  
(福生駅東口)

費用 9,900円(全9回の練習場  
使用、指導料、保険料)なお、  
途中で休んだ場合の費用はお返  
しできません。

服装 運動のできる服装および運動靴

申込先 2月23日(火)・24日(水)  
に市民体育館内社会体育係  
(☎52-5511)へ。

※ 申し込み者多数の時は、責任抽選  
を行います。また、昼、夜間等のご希  
望を調整させていただく場合もありま  
す。

## 初心者

### バレエボール教室

期間・会場

・第3中学校体育館Ⅱ 2月24日(水)  
~3月31日(水) 毎週水曜日

・第2中学校体育館Ⅱ 2月25日(木)  
~3月25日(木) 毎週木曜日

対象 初心者

時間 午後7時~9時

申込先 2月22日(月)から市民体育  
館内社会体育係(☎52-551  
1)へ。

## 昭和57年度

### リトルリーグ

### 選手募集

対象 小学1年生~6年生

募集期間 2月28日~3月31日

※ 監督、コーチ、審判をしてくださ  
る方も募集しています。年齢不問、技  
術は問いません。

申込先 福生市牛浜1-47

村木栄治(☎52-3884)

## 郷土資料室だより

### 日本近代文人の

### 遺蹟

日本の近代(明治・大正・昭和)に  
活躍した作家・文人達の遺蹟を展示し  
ています。個性豊かな文人達の書は、  
活字になった本からは、くみ取りにく  
い作者の人の柄など、思わぬ一面をみつ  
けだすことができます。あなたもぜひ  
一度ご覧ください。なお、三月一日  
(月)まで展示します。

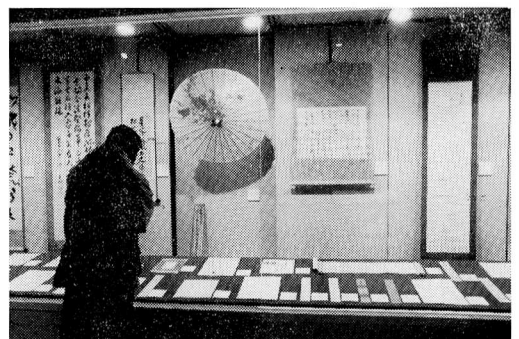
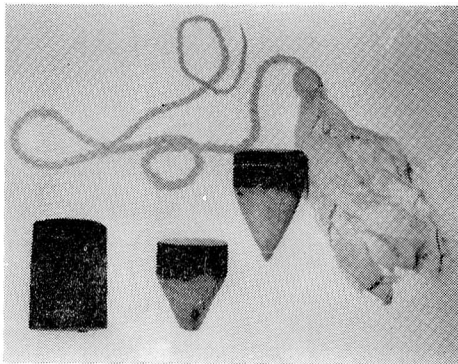
## 集めています

## 新収蔵品の紹介

写真は、手作りの独楽(こま)で  
す。製作・寄贈者は、中森治平さん  
(立川市砂川町三二八七)です。

この独楽は、「ベンゾゴマ」と呼び  
ます。ヨゴ(エゴ)の木が材料で、子  
ども達が自分で作って遊んだもので  
す。昭和十年代頃までは、福生市内や  
周辺の立川市砂川などで広くはやっ  
たようですが、戦後は姿を消しました。  
昔、遊びに使った手作りのがん具を  
今でも作られる方、作り方をご存知の  
方がいらっしゃいましたらお知らせく  
ださい。

■郷土資料室(☎53-3111)



〈市民大学講座〉

私たちの暮しと

社会保障

医療問題や年金制度など、私たちの暮しに深くかかわっていることがらを通して、福祉について考えていきたいと思えます。

日時 3月10日(水) 午後7時～9時  
以後毎週水曜日 全5回

場所 白梅会館  
講師 佐々木交賢氏(創価大学教授)  
定員 先着30人  
申込先 2月24日(水)から白梅会館(☎53-3454)へ。

//ご参加ください//

消費者講演会

テーマ 子供に安全な食べものを  
日時 2月25日(木)  
午後1時30分～3時30分

場所 商工会館3階ホール  
講師 松岡博厚氏(都立立川短大教授)

問合せ 経済課商工係(☎51-1511内線272)へ。

あなたも自分で

野菜を作りませんか

〈家庭菜園申込受付〉

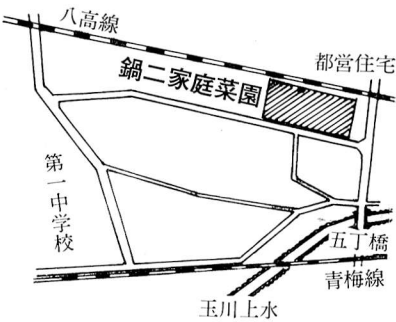
介暇を利用して、野菜作りをしてみませんか。

4月1日から、加美平第一・加美平第二・熊川東・鍋二の各家庭菜園をお貸しします。貸し出し区画は4箇所、合計444区画です。

貸付期間 昭和57年4月1日から昭和59年3月31日(2年間)

費用 2年間で1500円(使用期間中の菜園自主管理費・ゴミ処理費などにあてます)

申込み 3月1日(月)と15日(月)午前8時30分～午後5時(ただし、土曜日の午後、日曜日は除く)の間



に印鑑をお持ちのうえ経済課農業緑化係(☎51-1511内線273)へ直接おいでください。なお、申し込みは、1世帯につき1区画とし、応募者多数の場合は抽選とします。また、家庭菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになっています。

春の防犯運動

3月1日～7日

今回の運動の重点

●侵入盗犯(あき巢等)の防止  
●覚せい剤の追放  
●少年の非行の防止

防犯は、一人ひとりの意識と地域ぐるみの連帯意識が大切です。そしてこの二つがからみあってはじめて防犯上の効果がでてくるのです。この運動を契機に一人ひとりが防犯意識を高めて被害にあわないようにしましょう。

心ふれ合うやすらぎ東京

◇お出かけは、お隣さんへ声かけて  
◇覚せい剤、うつな、うたすなみんなの目  
◇育てよう、つらさに耐えぬく強い子に

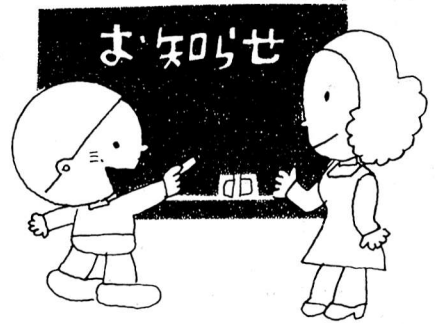
春の火災  
予防運動

2月28日～3月13日



『毎日が防火デーですぼくの家』





昭和57年度

都政モニター募集

応募資格 昭和57年4月1日現在で引き続き3か月以上都内に住んでいる満20歳以上の人(ただし、都及び都内区市町村に勤務する公務員は除く)  
募集人員 500人  
期 昭和57年4月1日から昭和

表紙は語る



寒い日によく行われる「押しくらまんじゅ」は暖をとるための子ども達の知恵です。この日も風が強く大変寒い日でしたが、市立つくし保育園の園児達は元氣そのもの。  
押しくらまんじゅ  
押されて 泣くな  
押されて 泣いたか  
えっへっへ。  
湯気が立つほど元氣よく遊びます。園児たちにとって寒さなんかんのそのといった感じでした。

58年3月31日までの1年間  
お願いする主な仕事

- (1) アンケートに回答していただくこと(年10回程度予定)
- (2) 都政モニター会議、説明会、施設見学会等に参加していただくこと(年5回予定)
- (3) 随時、都政について意見を寄せていただくこと。

謝礼 アンケート回答  
1回1000円(予定)

応募のしかた 官製はがきの表面に住居、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記し、裏面に「都政に思うこと」というテーマで簡単な作文を書くこと。

申込受付期間

3月10日(水)まで※当日消印有効

申込先(問合せ先)

〒100 千代田区丸の内3-8-1

東京都生活文化局

都政モニター係

☎03-212-5111

内線24-284-5

市役所パートタイム

募集

▽職種と募集人員

一般事務 約20人  
学校給食配膳業務 18人

▽応募資格

▽一般事務▽ 市内に居住する婦人で、昭和2年4月2日までに生まれた方。

▽学校給食配膳業務▽ 市内に居住する婦人で、昭和2年4月2日までに生まれた方。

▽募集期間

2月24日(水)から2月27日(土)まで

▽応募方法

自筆の履歴書一通(写真添付)を、市役所庶務職員課人事係へ本人がご持参ください。

▽賃金その他の勤務条件

▽一般事務▽ 1時間当り500円の他交通費として1日1500円を支給します。勤務時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。ただし土曜日は正午までです。

なお、図書館の勤務は日曜日勤務していただく場合もあります。

▽学校給食配膳業務▽ 1時間当り530円。その他交通費として、1日当り1500円支給します。勤務時間は、学校給食のある日の午前10時から午後2時まで。また、各学期の給食日の前日(この日が日曜日または祝日の場合は、その前日)及び終了の日の翌日(この日が日曜日または祝日の場合は、その翌日)の勤務時間は、午前9時から正午までです。

▽試験日・試験会場

3月3日(水) 午後3時  
福生市商工会館3階ホール

※ 筆記用具を持参のこと

なお、一定の試験等に合格された方は、1年間市役所のパートタイムとして登録され、それぞれの職種に勤務していただきます。ただし一般事務につきましては、一時的に事務量が増加した場合、必要に応じて一定期間勤務していただきます。

くわしくは、庶務職員課人事係  
☎51-1511内線244へ。